

2022年6月 No.111

この号に掲載されている記事

インドネシア	「インドネシアにおけるハラール認証制度」	(中村 洸介)
タイ	「個人情報保護法： ①全面施行にあたってのチェックポイントと ②下位規則の制定状況を踏まえた今後の注意点」	(箕輪 俊介)
中国	「中国の反外国制裁の現在地：米国経済制裁に従って中 国との取引を中止する場合の注意点」	(鹿 はせる)

## インドネシア

## インドネシアにおけるハラール認証制度

世界最大のイスラム教徒を有するインドネシアでは、食品、化粧品、ファッション、観光の分野をはじめ、ハラール産業の成長が期待されている。ハラールとは、シャリア（イスラム法）において「合法、許された」を意味し、その対義語であるハラームは「禁じられた」を意味する。一般的な例を挙げると、水、果物、野菜、穀物、魚などはハラールであり、豚やお酒などはハラームにあたると考えられているが、ハラールであるかどうかは、イスラム教の宗派や法学派によって見解が異なることもある。そのため、イスラム有識者による判定を受け入れて実施するかどうかはイスラム教徒それぞれに委ねられるものである。

本稿では、インドネシアにおける、対象製品がハラールであることを保証するハラール認証制度を紹介する。

## 1. インドネシアのハラール認証制度（以下「本制度」）の概要

本制度は、ハラール製品保証法（2014年法33号）及びその施行規則（政令2021年39号）に定められている。

「ハラール製品保証」とは、製品がハラールであることに関する法的確実性と定義され、①ハラール製品について利便性、安全、安心及び供給の確実性を国民に対して提供すること、及び、②ハラール製品を製造販売する事業者にとっての付加価値を高めることを目的としている。

以前は、ハラール認証の発行はインドネシア・ウラマー評議会（MUI。イスラム学者、指導者等から構成される。）の権限であったが、本制度においてハラール製品保証はインドネシア政府の責任とされ、ハラール認証の発行権限は、宗教大臣の下部組織として設置されたハラール製品保証実施機関（BPJPH）に移管された。

### (1) ハラール認証の対象

本制度は、インドネシア領域内に搬入、流通、取引される「製品」はハラール認証を取得しなければならないと定め、ハラール認証は、ハラールである原材料から製造され、「ハラール製品プロセス」を遵守した「製品」に付与

されるとする。

ハラール認証の対象となる「製品」には、食品、飲料、医薬品、化粧品、化学品（飲食料品、医薬品、化粧品に関するものに限られる。）、衣料品（動物関連成分を含むものに限られる。）等の物品に加えて、加工、保管、包装、流通、販売等のサービスも幅広く含まれている。そこで、インドネシアで飲食業やファッション事業を営む事業者のみならず、物流業者や倉庫業者等も今後の事業展開によってはハラール認証を取得することも検討に資すると言えるであろう。

なお、本制度については、ハラール認証の「義務化」と説明されることも多いが、インドネシアでは、非ハラール品の製造、流通、販売等も認められており、本制度によってこれらが禁止されることを意味するものではない。本制度は、消費者等がハラールと非ハラールを区別して「製品」を購入、利用等できるように、ハラールとして「製品」の販売等を行う事業者に対して、ハラール認証を取得して表示することを求めるものであると考えられる。

## **(2) 「ハラール製品プロセス」の確保**

事業者がハラール認証を取得するためには「ハラール製品プロセス」を確保、遵守しなければならない。製品の原材料の調達、加工、保管、包装、流通、販売、提供を含む、製品がハラールであることを確保するための一連の活動を「ハラール製品プロセス」という。

具体的には、「ハラール製品プロセス」が行われる場所及び設備は、非ハラール製品のための場所及び設備と分離されなければならない。製品の加工の場面では、ハラールと非ハラールの原材料の保管や計量、調理等は別々に行われる必要があり、保管、包装、輸送等においても、ハラールと非ハラールの製品が混同しないようにする必要がある。

このように、ハラール認証を取得する要件としてサプライチェーン全体がハラールであることが求められていると言える。

## **(3) ハラール監督者 (Halal Supervisor) の選任**

ハラール認証を申請する事業者は、ハラール監督者を選任しなければならない。ハラール監督者はイスラム教徒であり、法令とハラールについて広い知見及び理解を有することが必要で、その職務は、事業者の「ハラール製造プロセス」を監督することや、必要な是正措置を決定すること等である。

## **(4) ハラール認証手続、発行**

ハラール認証を発行するのは BPJPH であるが、その製品がハラールであるかどうかを検査、試験するのは、BPJPH から認定を受けたハラール検査機関 (LPH) である。LPH による検査は、原則として、LPH が選任するハラール監査人 (Halal Auditor) によって事業場所において対面形式で実施される。LPH による検査及び試験の期間は 15 営業日以内 (延長可) とされている。

LPH による検査及び試験の結果は MUI 及び BPJPH に送付され、MUI が、3 営業日以内に、当該製品がハラールであるかどうかを決定し、決定内容を BPJPH に提出する。

BPJPH が発行するハラール認証の有効期間は 4 年間である (更新可)。事業者は、ハラール認証を取得した製品に BPJPH が定めるハラールラベルを付してハラールであることを表示しなければならない。

なお、施行規則の公布日 (2021 年 2 月 2 日) 以前に MUI 及び BPJPH から発行されたハラール認証も、その期限までは引き続き有効である。

## 2. 段階的な実施

本制度に基づくハラール認証の取得は、以下のとおり製品に応じて段階的に実施されることとなっている。ハラール認証の対象となる物品やサービスをハラールとして販売、提供等する事業者は、以下の各期限までにハラール認証を取得する必要があるため、順次対応が求められる。第一段階は飲食料品等であり、2024年10月17日までにハラール認証を取得する必要がある。

主な製品	対応期限
飲食料品	2024年10月17日
化粧品、医薬部外品、サプリメント、化学品、衣料品	2026年10月17日
市販薬、限定市販薬	2029年10月17日
医療機器	2026年10月17日 2029年10月17日 2034年10月17日 (種類によって異なる)

[執筆者]



**中村 洸介**（長島・大野・常松法律事務所 Nagashima Ohno & Tsunematsu Singapore LLP 弁護士）

kosuke\_nakamura@noandt.com

2012年に長島・大野・常松法律事務所に入所し、M&A案件を中心に国内外の企業法務全般に従事。ジャカルタ・デスク勤務（2019年10月～2020年）を経て、現在はシンガポール・オフィスにて、日本企業によるインドネシアへの事業進出や資本投資、その他現地での企業活動全般についてアドバイスを行っている。早稲田大学大学院法務研究科及びColumbia Law School (LL.M.) 卒業。

## タイ

### 個人情報保護法：①全面施行にあたってのチェックポイントと②下位規則の制定状況を踏まえた今後の注意点

2020年から全面施行が予定されていたが二度に渡り施行が延期されていたタイの個人情報保護法が、2022年6月1日に漸く全面的に施行された。実務的にどのような対応が必要かについては、佐々木弁護士及び中弁護士が行ったウェビナーでも詳細を解説しているため、同[ウェビナー](#)も併せて視聴されたいが、本稿では、全面施行を迎えるにあたっておさえておくべき事項について、ポイントを絞って紹介をしたい。

#### 1. 全面施行にあたってのチェックポイント

##### ✓ STEP1：個人情報の取得ルート・利活用の方法を把握しているか

まず、どのような対応を行う必要があるかを把握するために、現状、どのような個人情報を取得しており、どのような形で利活用しているのかを把握する必要がある。いわゆる、データマッピングといわれる作業である。

どのような個人情報を取得しており、今後も継続してどのような個人情報を取得しうるかを把握するために、以下

の観点から整理することが有用と考える。

①	<b>情報主体</b>	事業者が保有する主たる個人情報とは、(1)従業員、(2)取引先・顧客、(3)仕入先・ベンダー（顧客や仕入先が法人である場合はその関係者・担当者）に関連するものである。 したがって、まずは保有する個人情報をこの3つに大別し、整理することが有用である。
②	<b>取得方法</b>	タイの個人情報保護法は、個人情報の収集にあたり、個人情報を保有する主体（情報主体）に対して、利用目的の通知を行い、収集にあたっての同意を取得することが原則として求められる。 したがって、このような通知や同意の取得といった対応を直接情報主体に対して行いうるかを把握するために、取得した個人情報は、直接情報主体より取得したものなのか、第三者を通じて間接的に取得したものなのかを整理しておくべきといえる。
③	<b>種類</b>	タイの個人情報保護法上、個人情報がセンシティブデータか否かで要求される対応が異なりうる。したがって、どのような個人情報を取得したのかを整理しておくべきといえる。
④	<b>取得・保管部署</b>	個人情報を取得・保管する際に適切な手続を踏んでいるかを把握するために、個人情報を取得し、保管する部署を特定しておくべきといえる。

次に、どのように個人情報を利活用しているかについては、以下の観点から整理をすることが有用と考える。

①	<b>利用目的・方法</b>	利用目的・方法により、個人情報収集時に行う利用目的の通知の内容が異なりうるため、個人情報毎の利用目的・方法は確認しておくべきである。
②	<b>域外移転の有無</b>	タイ国外へ個人情報を移転させるにあたっては法令上特定の手続を経ることが原則として求められているため、域外移転の有無は確認する必要がある。
③	<b>第三者への提供の有無</b>	第三者への提供の有無は、個人情報収集時に行う利用目的の通知の内容に影響する。また、記帳代行業者等に個人情報を提供する場合には、所定の手続を経ることが原則として求められている。これらの観点から個人情報の第三者への提供の有無は確認する必要がある。
④	<b>保存期間</b>	法令上、個人情報の保存期間は把握していることが求められているため、現状の保存期間の運用は確認しておく必要がある。

#### ✓ STEP2：必要書類の整備は完了しているか

上記のプロセスを経て、どのような対応をする必要があるかを検討することとなるが、まずは個人情報保護法を遵守するにあたって必要となる書面を整備するべきである。一般的には、以下の書面を準備することが必要となる。

①	<b>プライバシーポリシー</b>	『個人情報収集時に個人情報の利用目的を通知する書面』 ・ 情報主体毎に通知すべき内容が異なりうるので、従業員用や顧客用といった複数の様式を準備することが望ましい。
②	<b>同意書</b>	『個人情報収集時に情報主体より取得する同意に関する書面』 ・ 情報主体毎に取得すべき同意の内容が異なりうるので、従業員用や顧客用といった複数の様式を準備することが望ましい。 ・ 全面施行後に採用する従業員については、雇用契約を通じて同意を取得することも考えられる。

③	情報処理契約	『記帳代行を行う事業者等、情報処理者に分類される事業者との間で締結する契約』 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上述のとおり、情報処理者に分類される事業者に個人情報を提供する場合には、個人情報の保護に配慮した所定の手続を経ることが原則として求められており、その一環として所定の規定を設けた情報処理契約を締結することが求められている。</li> </ul>
④	個人情報管理台帳	『事業者が保有する個人情報の記録を保管する台帳』 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報を、個人情報の内容、情報主体、収集目的、保管期間、管理方法、管理場所等に基づいて整理した上で個人情報管理台帳を作成し、保存することが求められている。</li> <li>・ 小規模事業者には一部適用除外が将来的に認められる可能性がある。</li> </ul>
⑤	個人情報保護規程・マニュアル	『個人情報の取扱い・運用方法等の従業員向けの規程』 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業規則に組み込む場合もあれば、独立した規則を制定する場合もある。</li> </ul>
⑥	情報主体の権利行使に関する申請書	『情報主体が事業者に対して同意の撤回や個人情報の開示・修正・抹消等を申告・要求するにあたって使用する書面』 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報保護法が全面施行される前に取得した個人情報は、原則として情報主体が事業者の個人情報の収集に同意したものとみなされる。そのため、そのような情報主体に対して同意を撤回できる機会を与えるために、同意の撤回方法については公示をすることが求められている。</li> </ul>

✓ **STEP3 : 法令上要求される事項への対応がなされているか**

上記に加え、個人情報保護法上、主として以下の対応が要請されている。この要請に対応できる体制が整えられているかを確認するべきである。

①	安全管理措置	管理・保管している個人情報への不正なアクセスの防止、不用意な滅失等の事故の防止等に配慮した、適切な安全管理措置を講じることが求められている。
②	DPOの選任	一定数以上の大量の個人情報を取り扱ったり、センシティブデータの収集を主たる活動としていたりする場合には、個人情報管理の責任者として Data Protection Officer (DPO) を選任することが求められている。
③	情報漏洩時の対応	情報漏洩が発生した場合、発見時から可能な限り 72 時間以内での当局へ通知することや被害を受けた情報主体へ必要に応じて通知すること等の対応を行うことが求められている。

✓ **STEP4 : 構築した体制が適切に運用できるように社内で知識の共有がなされているか**

上記のステップを経て法令遵守に向けた体制が整えられたら、この体制を従業員・関係者が適切に運用できるようにするべきである。社内の認識を向上させる方策として、個人情報を取り扱う可能性のある従業員・関係者向けに社内研修を行うことが一案として考えられる。

## 2. 下位規則の制定状況

個人情報保護法は、詳細や重要な点について下位規則に委ねるような建付になっているものの、本稿執筆時点（2022年6月1日時点）で、施行されている下位規則はない。さはさりながら、下位規則案が徐々に公表され始めているため、策定の進捗状況や、今後動向を注目すべき事項について簡単に紹介したい。

①	<b>安全管理措置</b>	下位規則案が2022年5月に公表されている。現状の下位規則案は抽象的な規定が多いため、更なる検討を経て具体的な要求事項（例えば、他の法域にて要求されている、保持している個人情報の暗号化措置等）が明記されることが期待される。
②	<b>記録の保存の例外</b>	下位規則案が2022年5月に公表されている。現状の下位規則案上、中小の事業者の記録保存義務が免除されている。なお、駐在員事務所等は明確には免除の対象として挙げられていないため、これらの事業者の取扱いが明確化されることが期待される。
③	<b>域外移転の手続</b>	十分性認定を受けた国への個人情報の移転は、情報主体の同意なく行うことが許容されているところ、個人情報保護委員会より十分性認定を受けた国のリストを公表することが予定されている。
④	<b>DPOの選任義務の要件</b>	1年で5万件以上の個人情報又は5,000件以上のセンシティブデータを処理する場合を基準とすることが提案されている。
⑤	<b>情報漏洩時の対応</b>	当局へ通知する場合の具体的手続は下位規則にて制定されることとされている（現状、何らの規定もないため、情報漏洩時に当局へ通知する方法や通知すべき内容が明確化されていない。）。

上述のとおり、重要な下位規則についても未制定の状況にあるため、制定に進捗がみられる場合には、随時情報発信をしていく予定である。

[執筆者]



**箕輪 俊介** (長島・大野・常松法律事務所 Nagashima Ohno & Tsunematsu (Thailand) Co., Ltd. 弁護士 パートナー)

shunsuke\_minowa@noandt.com

現在バンコクオフィスにて勤務。バンコク赴任前は、中国を中心としたアジア諸国への日本企業の進出支援、並びに、銀行法務及び不動産取引を中心に国内外の企業法務全般に従事。現在は、タイ及びその周辺国への日本企業の進出、並びに、在タイ日系企業に関連する法律業務を広く取り扱っている。

## 中国

### 中国の反外国制裁の現在地：米国経済制裁に従って中国との取引を中止する場合の注意

#### 点

近年、米中摩擦やロシア・ウクライナ戦争を始めとする国際間の緊張関係の高まりを受けて、経済制裁対象国・企業との取引の継続可否が問題となることが多い。とりわけ中国との関係では、近年一定数の中国企業がいわゆるエンティティリストに掲載されるなど米国の経済制裁の対象とされており、また今年6月には米国のいわゆる新疆ウイグル自治区からの輸入禁止法も施行されるため、日本企業としては米国の経済制裁に従って、一定の中国関連取引を中止すべきかどうか、検討を迫られる局面が考えられる。他方で、中国も米国の経済制裁及びその追従に対する対抗措置として、反外国制裁関連法令を次々と成立させており、米国・中国との取引がどちらも多い日本企業は、いわば狭間に立たされることとなる。反外国制裁関連法令の外延は製品・技術の輸出入規制及び情報の国外移転規制等を含めると広範に亘るが、本稿では、日本企業が米国の対中経済制裁に従って、中国企業との取引を取りやめた場合に、こういった対抗措置を中国で受けるリスクがあるかという問題を念頭に、留意点を取りまとめる。

## 1. 中国の反外国制裁法令と運用の現状

中国において、外国（主に米国が想定される）の経済制裁に対する対抗及び追従阻止を狙いとする法令は、主に①反外国制裁法（2021年6月10日公布・施行）、②信頼できないエンティティリスト<sup>1</sup>（2020年9月19日商務部公布・施行）（以下「中国版エンティティリスト」という。）及び③外国の法律および措置の不当な域外適用を阻止する規則<sup>2</sup>（2021年1月9日商務部公布・施行）（以下「中国版ブロッキング規則」という。）の3つである。

3つの法令は適用の優先関係はなく、重複して適用されうる。米国の経済制裁に従って、中国企業との取引を中止した日本企業を想定した場合、各法令（本文末の条文訳を参照されたい）が適用されるリスクとしては、それぞれ以下が考えられる。

- ① 反外国制裁法との関係では、「差別的制限措置の制定、決定及び実施に直接又は間接的に関与した」に該当し（第3条）、第4条で規定する関係者と共に、入国禁止、国内資産の差押え等の対抗措置を受ける可能性がある（第5条）。また、「外国が中国の国民又は組織に対して行う差別的制限措置…の援助」（第12条第1項）に該当し、相手方となる中国企業から中国の裁判所（人民法院）において援助行為の停止及び損害賠償請求を求める訴訟提起を受ける可能性がある（第12条第2項）。
- ② 中国版エンティティリストとの関係では、「中国企業、他の組織または個人との正常な取引を中断し、または中国企業、他の組織または個人に対して差別的な措置をとり」（第2条）に該当し、当局の公布するエンティティリストに掲載され、中国との輸出入及び投資活動の禁止等の制裁を受ける可能性がある（第10条）。
- ③ 中国版ブロッキング規則との関係では、「外国の法令および措置により、第三国（地域）およびその国民、法人またはその他の組織との通常の経済、貿易および関連活動を禁止または制限する」状況に該当し、相手方となる中国企業は当局に報告する義務を負い（第4条）、当局は「外国の法令及び措置が域外において不当に適用されていることを確認したとき」は、当該外国の法令及び措置に追従してはならない旨の禁止命令を発令し（第7条）、その発令対象となった外国法令・措置に引き続き追従する場合は、取引相手となる中国企業等から中国の裁判所で損害賠償請求を提起される可能性がある（第9条）。

上記のうち、③中国版ブロッキング規則との関係では、当局（商務部）が発令する「禁止命令」で追従が禁じられる「外国法令及び措置」が特定される必要があるが、本稿を執筆した2022年5月末日において、同規則に基づく禁止命令は未だに発令されていない。

また、②中国版エンティティリストとの関係では、リストに掲載されることが反制裁措置を受ける要件となるが、本稿執筆時点において、エンティティリストに掲載される企業は未だ公布されていない。

他方、①反外国制裁法については、中国当局はこれまで、香港及び新疆ウイグル自治区関連制裁に関与したとして、米国の個人15名及び団体1名に対して、また台湾への武器輸出に関与したとして、米国企業2社に対して対抗措置を行うと公表した実例がある。しかし、本稿執筆時点において、米国の経済制裁に従って中国企業との取引を取りやめた企業に対して、対抗措置を公表した実例は存在しない。

上記から、現時点において、日本企業が受動的に米国の経済制裁に従って、中国企業との取引を取りやめても、直ちに**中国当局**から対抗措置を受ける蓋然性は、少なくとも今のところ高くはないと思われる。もっとも、そのことでリスクがないと断定するのも早計であろう。中国当局は外国との貿易を重視する観点から、上記のようにこれまでのところ対抗措置を抑制的に運用していると思われる一方、**取引を中止された中国企業**から、米国の経済制裁に従

<sup>1</sup> 中国法令名：不可靠实体清单规定

<sup>2</sup> 中国法令名：阻断外国法律与措施不当域外适用办法

って取引を中止した日本企業に対し、中国版ブロック規則第 4 条に基づき当局に通報を受けるリスクや、反外国制裁法第 12 条第 2 項に基づき、中国の裁判所に提訴を受けるリスクが考えられるためである。

## 2. 注目すべき直近の裁判例

この点、公表されている裁判例をデータベースで確認した限り、反外国制裁法関連法令が制定されてから 2 年弱ということもあり、適用が肯定された事例はまだ見当たらない。しかし、2021 年末に広州中級人民法院が下した以下の判決は注目に値する。

裁判例	<ul style="list-style-type: none"> <li>2021 年 12 月 30 日広東省広州市中級人民法院判決<sup>3</sup></li> </ul>
事案	<ul style="list-style-type: none"> <li>売主（原告）及び買主（被告）は、商品売買契約を締結し、売主が UAE で調達したメタノール 約 4 万トン（「対象商品」）を買主に売り渡す約束をしていた。同契約の添付書類には「貿易制裁に関する表明保証書」が含まれ、売主は自ら提供する商品がイラン、シリア、北朝鮮、キューバ、クリミア地区及びベネズエラ（「制裁対象国」）の石油・石油化学製品に該当しないことを買主に対して表明保証していた（なお、売主・買主はいずれも中国企業であるが、買主は英国の BP plc が 40%、現地企業が 60%の持分をそれぞれ保有する中外合弁会社である。）。</li> <li>売主が買主に対象商品を引き渡した後、買主は対象商品が制裁対象国に由来するものと疑い、売主に対し商品の原産地証明を提出するよう求めたところ、売主はこれを拒否した。買主は契約の解除を主張し、商品の受領を拒否し、商品代金の支払も拒否した。</li> <li>売主は買主の契約解除が不当であるとして損害賠償請求を提起し、根拠の一つとして、「貿易制裁に関する表明保証書」の内容は中国の反外国制裁法及び中国版ブロック規則に反するものであり、無効であると主張した。</li> </ul>
判決	<ul style="list-style-type: none"> <li>広州市中級人民法院は売主の訴えを棄却</li> <li>同裁判所は、「貿易制裁に関する表明保証書」は、商品売買契約書の合意の一部であり、同文書には売主の押印があることから、売主の真実の意思表示であると認定した。また、当該表明保証の主な内容は、<b>売主が提供する商品がイラン等の国の石油、石油製品又は石油化学製品に該当しないことを約束するものであり、中国の反外国制裁法及び中国版ブロック規則の適用範囲に当たらない</b>とした上で、上記表明保証が無効であるとの原告の主張は根拠を欠き認められない、と判示した。</li> </ul>

上記事案では、買主が行った取引契約の解除の有効性が問題となり、売主からは、イラン等の制裁対象国から対象商品を調達しないことの表明保証が中国の反外国制裁法等に違反するとの主張がなされたところ、裁判所は同表明保証が中国の反外国制裁法等の適用範囲に当たらないと判断したうえで、売主の主張を排斥した。合理的な判断と思われるが、中国の反外国制裁法等の「適用範囲に当たらない」という判断は、本件における制裁対象国に、中国が含まれていなかったという事実が重要であったと思われる。

仮に同種の紛争が起き、問題となる表明保証の内容が中国の特定地区から特定の商品を調達しないというものであった場合には、中国の裁判所は反外国制裁関連法令が適用されるとして、取引当事者の一方による解除を認めない判断をする可能性があると思われる。日本企業としては、そういった紛争を裁判所に持ち込まれることがないようにするよう、取引先選定を始めとする事前予防に関し、慎重な取扱いが求められるであろう。この点、取引中止や解除を受ける企業の立場にたつて考えると、解除を行った企業に対して反外国制裁関連法令違反を主張して中国国内の裁判所に訴えた場合、その件での勝訴判決を得られたとしても、今後の解除企業、引いては解除企業所在国企業との取引が難しくなるリスクがあるが、逆に言えば、そういったリスクを考慮しないような企業であれば、出訴を躊躇われない可能性がある。上記裁判例では、買主にとってはメタノールの調達自体本件が初めてであり、売

<sup>3</sup> (2021) 粵 01 民初 1365 号

主との関係も、取引直前に売主から買主にコンタクトが行われ、本件が初めての取引であったことが事実認定されており、紛争防止の観点からは示唆的と思われる。

■参考法令

法令	対抗内容
反外国制裁法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第4条（差別的措置に対する対応措置）                      国务院の関係部門は、本法第3条に規定する差別的制限措置の制定、決定または実施に直接または間接的に関与した個人および団体を対抗措置リストに掲載することを決定できる。</li> <li>● 第12条（差別的制限措置の実施又は援助の禁止）                      第1項 いずれの組織又は個人も、外国が中国の国民又は組織に対して行う差別的制限措置を実施し、又はその実施を援助してはならない。                      第2項 いずれかの組織又は個人が前項の規定に違反し、中国の国民および組織の合法的権益を侵害した場合、中国の国民および組織は、人民法院に訴訟を提起し、侵害の停止と損害賠償を請求することができる。</li> </ul>
中国版エンティティリスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2条（エンティティリストに掲載される企業の要件）                      正常な市場取引の原則に違反し、中国企業、他の組織または個人との正常な取引を中断し、または中国企業、他の組織または個人に対して差別的な措置をとり、中国企業、他の組織または個人の合法的な権利と利益を著しく損なわせている。</li> <li>● 第10条（エンティティリストに掲載された場合の効果）                      担当機関は、エンティティリストに掲載される外国法人について、実情に照らして、次に掲げる措置のいずれか又は複数をとることを決定し、公表することができる。                      (1) 中国関連の輸出入活動に従事することを制限または禁止すること。                      (2) 中国の領域におけるその投資を制限または禁止すること。                      (3) その関係者、輸送手段等の立入りを制限または禁止すること。                      (4) その関係者の中国での労働許可、滞在、在留資格を制限または取り消すこと。                      (5) 事情の重大性に応じた適切な額の罰金刑                      (6) その他必要な措置</li> </ul>
中国版ブロッキング規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第5条（域外適用を受けた者の報告義務）                      中国国民、法人またはその他の組織が、外国の法令および措置により、第三国（地域）およびその国民、法人またはその他の組織との通常の経済、貿易および関連活動を禁止または制限する状況に遭遇した場合、30日以内に、国务院の管轄商務部門に状況を報告しなければならない。報告者が守秘義務を要求した場合、国务院所管の商務部門およびその職員は、本人のために守秘義務を負うものとする。</li> <li>● 第7条（禁止命令の発令）                      第1項 担当機関は、審査の結果、当該外国の法令及び措置が域外において不当に適用されていることを確認したときは、国务院所管の商務部門が当該外国の法令及び措置の承認、執行及び遵守の禁止命令（以下「禁止命令」という。）を発令するよう決定することができる。                      第2項 担当機関は、実際の状況に応じて、禁止事項を一時停止または取消を決定することができます。</li> <li>● 第9条（損害賠償請求の提起）                      第1項 当事者が禁止命令に定められた外国の法律及び措置を追従し、中国国民、法人又はその他の組織の合法的権益を侵害した場合、中国国民、法人又はその他の組織は、人民法院に訴訟を提起し、法律に従ってその当事者に損害賠償を求めることができるが、本弁法の第8条の規定により免除される場合を除く。                      第2項 禁止命令に定められた外国の法律に基づいて行われた判決または裁定が、中国国民、法人またはその他の組織に損害を与えた場合、中国国民、法人またはその他の組織は、法律に基づいて人民法院に訴訟を提起し、判決または裁定によって利益を得た当事者に損害賠償を求めることができる。</li> </ul>

法令	対抗内容
	第3項 本条第1項および第2項に規定する当事者が、施行されている人民法院の判決または裁定を履行することを拒否する場合、中国国民、法人またはその他の組織は、人民法院に対して、法律に従って強制執行を申請することができる。

[執筆者]



**鹿 はせる**（長島・大野・常松法律事務所 弁護士 パートナー）

haseru\_roku@noandt.com

2006年東京大学法学部卒業。2008年東京大学法科大学院修了。2017年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)。2018年から2019年まで中国大手法律事務所の中倫法律事務所(北京)に駐在。M&A等のコーポレート業務、競争法業務の他、日系企業の中華圏関連法務全般及び中華圏企業の対日投資に関する法務サポートを行なっている。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

## 長島・大野・常松 法律事務所

[www.noandt.com](http://www.noandt.com)

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: [info@noandt.com](mailto:info@noandt.com)



長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

[当事務所の海外業務に関する詳細はこちら](#)

NO&T Asia Legal Update ~アジア最新法律情報~の配信登録を希望される場合には、[https://www.noandt.com/newsletters/nl\\_asia\\_legal\\_update/](https://www.noandt.com/newsletters/nl_asia_legal_update/)よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、[newsletter-asia@noandt.com](mailto:newsletter-asia@noandt.com)までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。